

2018年10月3日

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、10月3日、顧客から收受する優待ギフト送料の値上に関して、独占禁止法に違反する行為（不当な取引制限）があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社及び株式会社高島屋、株式会社近鉄百貨店、株式会社京阪百貨店、株式会社そごう・西武、株式会社大丸松坂屋百貨店の6社の近畿地区における店舗において顧客から收受する優待ギフト送料について、6社が共同して行った優待ギフト送料の額を300円程度に引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること等を内容とする取締役会決議を行うこと及び今後同様の行為が行われないよう措置をとること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 6,758万円

3. 今後の対応

この度の命令を厳粛に受けとめ、独占禁止法を含む法令遵守の為の教育の更なる徹底と監査体制の一層の強化を図り、再発防止に努めてまいります。